

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2020 年 2 月 21 日

古河電気工業株式会社

吸収分割に係る事前開示書面

2020年2月21日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

代表取締役社長 小林 敬一



古河電気工業株式会社（以下、「当社」という。）は、古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート株式会社（以下、「分割会社」という。）との間で、2020年4月1日を効力発生日として、分割会社が行っている経理・資材・各所総務（事業所・支社等の総務）およびグループ・ファイナンスの事業を当社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）をいたします。

本件分割に関する会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別添1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本件分割に際し分割会社に対して当社の株式その他の資産の割り当てを行いません。

3. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算報告書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

- (1) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2019 年 9 月 27 日の取締役会において、当社、当社の完全子会社である奥村金属株式会社および当社の連結子会社である Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd.が行っている銅管・銅管部品および銅板の開発、製造および販売に関する事業を日本産業パートナーズ株式会社が管理・運営する日本産業第五号投資事業有限責任組合等が間接的に出資する特別目的会社である CTJ ホールディングス 2 合同会社に譲渡することを決議しました。

当社は、2019 年 9 月 26 日開催の取締役会において、当社および当社の完全子会社である古河マグネットワイヤ株式会社が行っている太物巻線およびポリイミドチューブの開発、製造および販売に関する事業、ならびに、当社の完全子会社である FE Magnet Wire (Malaysia) Sdn. Bhd.が発行する全株式および Essex Furukawa Magnet Wire Europe GmbH の発行済株式総数のうち当社が保有する持分の全てを、当社の完全子会社である Furukawa Electric Magnet Wire America, Inc.經由で Superior Essex Holding Corp.との合弁会社である Essex Furukawa Magnet Wire LLC に譲渡することを決議し、また、これに関連する Contribution Agreement を 2019 年 12 月 17 日付で締結しております。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務（本件分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

本件分割の効力発生日までに当社の資産および負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、当社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。また、本件分割により当社が分割会社から承継する資産の額は 49,195 百万円、負債の額は 49,195 百万円となる見込みです。

これらの点等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上



吸収分割契約書

古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート株式会社（以下「甲」という。）と古河電気工業株式会社（以下「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり契約する（以下、この分割契約書を「本契約」という。）。

（目的）

第1条 甲は、その経営する事業のうち、経理・資材・各所総務（事業所・支社等の総務）およびグループ・ファイナンスの事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の全部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（当事会社の商号及び住所）

第2条 本分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（分割会社）：古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

乙（承継会社）：古河電気工業株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

（本分割により承継する権利義務）

第3条 乙は、本分割により、甲から次に掲げる資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

（1）資産

本事業に関する流動資産及び固定資産の全部

（2）債務

本事業に関する流動負債及び固定負債の全部

（3）雇用契約その他の権利義務

ア 本事業に従事する甲の従業員の全員との雇用契約

イ 本事業に関して甲が取引先との間で締結しているすべての契約上の地位及び権利義務

2. 本分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

（本分割の対価）

第4条 乙は、本分割に際し、甲に対して前条に掲げる権利義務に代わる金銭その他の財産の交付は行わない。

（乙の資本金、準備金等）

第5条 乙が本分割により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金

増加しない。

- (2) 資本準備金
増加しない。

(効力発生日)

第6条 本分割の効力発生日は、令和2年4月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第7条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

(本契約の効力)

第8条 本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(本契約書に定めのない事項)

第9条 本契約に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項は、別途甲乙協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月12日

甲

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
古河ファイナンス・アンド・ビジネス・
サポート株式会社
代表取締役 関 尚弘



乙

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
古河電気工業株式会社
代表取締役 小林 敬一



第 22 期 計 算 書 類 等

(2018 年 4 月 1 日 から 2019 年 3 月 31 日)

2019 年 3 月 31 日現在貸借対照表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

計算書類に係る附属明細書

2019年3月31日現在

貸借対照表

古河ファインス・アント・ビジネス・サポート(株)

単位:千円

期 別		第22期 2019年3月31日現在	期 別	第22期 2019年3月31日現在
科 目	金 額	科 目	金 額	
資産の部	85,219,386	負債の部	84,973,151	
流動資産	71,209,785	流動負債	69,283,151	
現金及び預金	6,280,470	電子記録債務	31,816,824	
電子記録債権	794,604	短期借入金	36,947,170	
売掛金	201,934	未 払 金	37,259	
未収入金	35,994,482	未払費用	193,203	
未収収益	11,710	未払法人税等	47,248	
短期貸付金	27,922,686	前 受 金	9,918	
前払費用	3,789	賞与引当金	230,332	
そ の 他	106	そ の 他	1,192	
固定資産	14,009,601	固定負債	15,690,000	
有形固定資産	7,734	長期借入金	15,690,000	
工具、器具及び備品	7,734			
		純資産の部	246,235	
投資その他の資産	14,001,866	株主資本	246,235	
長期貸付金	13,917,200	資本金	17,000	
繰延税金資産	84,666	資本剰余金	15,000	
		資本準備金	15,000	
		利益剰余金	214,235	
		その他利益剰余金	214,235	
		繰越利益剰余金	214,235	
資 産 合 計	85,219,386	負債及び純資産合計	85,219,386	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示している。

2019年3月31日

損益計算書

古河ファイナンス・アント・ビジネス・サポート（株）

単位：千円

期 別 科 目	第22期 〔 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日 〕
	金 額
売上高	2,482,728
ファクタリング割引料	60,457
受取利息	226,788
業務受託手数料	2,194,137
その他	1,345
売上原価	2,088,803
支払利息	94,765
人件費	1,626,773
その他	367,263
売上総利益	393,924
販売費及び一般管理費	104,648
営業利益	289,276
経常利益	289,276
税引前当期純利益	289,276
法人税、住民税及び事業税	104,155
法人税等調整額	△6,078
当期純利益	191,199

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示している。

2019年3月31日

株主資本等変動計算書

古河ファイナンス・アント・ビジネス・サポート(株)

単位:千円

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	17,000	15,000	15,000	223,096	223,096	255,096
当期変動額						
剰余金の配当				△200,060	△200,060	△200,060
当期純利益				191,199	191,199	191,199
当期変動額合計	-	-	-	△8,860	△8,860	△8,860
当期末残高	17,000	15,000	15,000	214,235	214,235	246,235

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示している。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用している。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

将来の支給見込み額のうち当期負担額を計上している。

②貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主に貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(3) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップおよび通貨スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップ----貸付金、借入金

通貨スワップ----借入金

③ヘッジ方針

一部の貸付金、借入金の金利変動、受取利息と支払利息の逆鞘、為替変動などのリスクを回避することを目的としてヘッジを行っている。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価している。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価の判断を省略している。

(4) 消費税等の会計処理方法

税抜処理を採用している。

【会計方針の変更に関する注記】

該当する事項はない。

【表示方法変更に関する注記】

(貸借対照表関係)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示している。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 関係会社に対する債権および債務

短期金銭債権 23,569,705 千円

短期金銭債務 17,119,090 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,468 千円

【損益計算書に関する注記】

(1) 関係会社との取引高

売上高 1,886,214 千円

売上原価・販売費及び一般管理費 1,959,788 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 発行済株式の種類および数

普通株式 300 株

種類株式 2 株

(2) 自己株式の種類および数

該当する事項はない。

(3) 新株予約権

該当する事項はない。

(4) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の 総額(円)	配当の原資	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 6月22日 定時株主総会	普通株式	199,980,000	利益剰余金	666,600	2018年 3月31日	2018年 6月25日
2018年 6月22日 定時株主総会	C種 種類株式	80,000	利益剰余金	40,000	2018年 3月31日	2018年 6月25日

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(円)	配当の原資	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6月25日 定時株主総会	普通株式	191,100,000	利益剰余金	637,000	2019年 3月31日	2019年 6月26日
2019年 6月25日 定時株主総会	C種 種類株式	80,000	利益剰余金	40,000	2019年 3月31日	2019年 6月26日

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産の主な原因の内訳

賞与引当金	79,960千円
未払事業税	4,331千円
<u>減価償却超過額</u>	<u>375千円</u>
繰延税金資産合計	84,666千円

【金融商品の状況に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、グループファイナンス会社として、関係会社向け貸付金を有しているが、それ以外の通常の資金運用については、短期的な預金等に限定している。

貸付金については、グループファイナンスに伴う関係会社向けのものに限定している。そのうち、キャッシュマネジメントシステムによるものについては、毎年会社の状況を勘案して枠を更新・設定し、それ以外の貸付金の設定については、所定の手続きにより、個別に判断をすることとしている。

資金調達については、銀行等金融機関からの借入の他、キャッシュマネジメントシステム等により、親会社である古河電気工業㈱及び関係会社から余資を受け入れている。借入金の使途は、主に運転資金（短期）および関係会社向けの貸付である。

デリバティブとしては、一部の長期貸付金と借入金の金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を実施することにより、受取利息と支払利息の逆鞘などのリスク軽減を図っている。また、外貨建て借入金に対しては、通貨スワップ取引を実施し実質的に円建て借入金と同等とすることで為替リスクの回避を図っている。なお、当該デリバティブは、実需の範囲内で行うこととしている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	6,280,470	6,280,470	-
② 電子記録債権	794,604	794,604	-
③ 売掛金	201,934	201,934	-
④ 未収入金	35,994,482	35,994,482	-
⑤ 短期貸付金	27,922,686	27,922,686	-
⑥ 長期貸付金	13,917,200	13,931,748	△14,548
⑦ 電子記録債務	31,816,824	31,816,824	-
⑧ 短期借入金	36,947,170	36,947,170	-
⑨ 未払金	37,259	37,259	-
⑩ 長期借入金	15,690,000	15,739,466	△49,466
⑪ デリバティブ取引	-	-	-

(注) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、②電子記録債権、③売掛金、④未収入金、⑤短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑥ 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。金利スワップを付している長期貸付金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記⑪参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

⑦ 電子記録債務、⑧短期借入金、⑨未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑩ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理の対象とされており（下記⑪参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

⑪ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期貸付金・長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期貸付金・長期借入金の時価に含めて記載している（上記⑥⑩参照）。

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	古河電気工業(株)	被所有割合直接 99%	経理財務、人事総務、資材の事務の業務受託及びグループ・ファイナンス等	経理財務、人事総務、資材の事務の業務受託	1,885,354	売掛金	174,462
				出向契約による労務費	1,614,061	未払費用	85,650
				ファクタリング	58,414,230	未収入金	23,395,128
				グループ・ファイナンス	9,312,146	短期借入金	16,994,894
				債務被保証	14,400,421		—

(2) 役員及び個人主要株主等

該当する事項はない。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子 会社	古河電工 ハースシステム ス(株)	なし	グループ・ファイナンス	資金の貸付	200,000	長期貸付金	1,400,000
				資金の回収	—		
			グループ・ファイナンス	ファクタリング	5,333,075	未収入金	1,843,723
			グループ・ファイナンス	ファクタリング	1,984,086	電子記録債務	787,811
親会社の子 会社	岡野電線 (株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	—	短期借入金	900,000
親会社の子 会社	東京特殊 電線(株)	被所有割合直接 0.3%	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	1,000,000	短期借入金	3,500,000
親会社の子 会社	奥村金属 (株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	△ 1,092,998	短期貸付金	150,000
親会社の子 会社	古河マクネッ トワイ(株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	△ 215,112	短期貸付金	4,981,684
			グループ・ファイナンス	資金の貸付	1,400,000	長期貸付金	2,253,000
				資金の回収	△ 945,600		
親会社の子 会社	古河ΛS (株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	△ 657,552	短期貸付金	5,905,821
			グループ・ファイナンス	資金の貸付	3,900,000	長期貸付金	4,965,000
				資金の回収	△ 3,095,000		
			グループ・ファイナンス	ファクタリング	28,089,603	未収入金	10,755,368
			グループ・ファイナンス	ファクタリング	23,878,416	電子記録債務	10,544,578
親会社の子 会社	(株)KANZACC	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	102,768	短期貸付金	1,330,273
親会社の子 会社	(株)成和技 研	なし	グループ・ファイナンス	ファクタリング	1,366,770	電子記録債務	550,591
親会社の子 会社	古河電工 産業電線 (株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	561,907	短期貸付金	4,828,954
			グループ・ファイナンス	資金の貸付	1,294,000	長期貸付金	1,526,400
				資金の回収	△ 382,600		

属性	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子 会社	古河エレクトロニクス(株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	△ 403,131	短期借入金	4,167,214
親会社の子 会社	(株)正電社	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	51,823	短期貸付金	1,481,568
			グループ・ファイナンス	資金の貸付	—	長期貸付金	870,000
				資金の回収	△ 204,000		
			グループ・ファイナンス	ファクタリング	2,214,694	電子記録債務	595,814
親会社の子 会社	(株)エヌ・テック	なし	グループ・ファイナンス	ファクタリング	970,236	電子記録債務	255,084
親会社の子 会社	古河産業(株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	△ 950,767	短期借入金	6,292,676
親会社の子 会社	古河精密金属工業(株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	219,054	短期貸付金	2,700,015
			グループ・ファイナンス	ファクタリング	3,388,635	電子記録債務	1,410,376
親会社の子 会社	(株)古河テクノマテリアル	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	△ 226,239	短期貸付金	1,603,126
親会社の子 会社	古河物流(株)	なし	グループ・ファイナンス	ファクタリング	3,401,258	電子記録債務	1,485,212
親会社の子 会社	古河樹脂加工(株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	—	長期貸付金	1,248,000
親会社の子 会社	ミル通信(株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	133,611	短期借入金	1,011,701
			グループ・ファイナンス	ファクタリング	1,383,739	電子記録債務	701,947
親会社の子 会社	(株)古河電工アドバンストエンジニアリング	なし	グループ・ファイナンス	ファクタリング	2,343,635	電子記録債務	723,402
親会社の子 会社	古河 C&B(株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	△ 108,191	短期貸付金	1,071,020
			グループ・ファイナンス	ファクタリング	1,207,357	電子記録債務	442,000

親会社の子 会社	理研電線(株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	△ 879,810	短期借入金	＝
親会社の子 会社	FURUKAWA AUTOMOTIVE SYSTEMS LIMA PHILIPPINE S, INC	なし	グループ・ファイナンス	資金の貸付	＝	長期貸付金	1,500,000
				資金の回収	＝		
親会社の子 会社	古河ファイト ブライカルテ ィス(株)	なし	グループ・ファイナンス	グループ・ファイナンス	△ 1,195,197	短期借入金	＝

(4) 子会社等

該当する事項はない。

(注) 1. 上記の金額のうち、次の金額には消費税等が含まれておらず、それ以外の金額には消費税等が含まれている。

- ① 取引金額のうち、業務受託及びグループ・ファイナンス。
 - ② 期末残高のうち、短期貸付金、長期貸付金及び短期借入金。
2. 業務受託、グループ・ファイナンス及びファクタリング等の取引については、総原価、市場金利等を勘案し、合理的な判断に基づき、適正な取引条件を決定している。
3. 短期資金貸借取引については、当期末残高の前期末増減額（純額）をもって取引額としている。
4. 出向料の支払については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っている。

【1 株当たり情報に関する注記】

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 813,850 円 54 銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 637,063 円 84 銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当する事項はない。

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の状況

当社は、古河電気工業(株)経理部、人事部、資材部、総務部、古河電工グループ各社の経理財務、人事総務、資材購買の業務受託を中心に事業を行っております。

当事業年度の業績は、営業収益は2,483百万円(前期比92%)、損益につきましては、営業利益289百万円(前期比94%)、経常利益289百万円(前期比94%)、当期純利益191百万円(前期比96%)となりました。

(2) 設備投資の状況

当年度は、固定資産の取得はありませんでした。

(3) 資金調達の状況

当年度は、長期資金として68億円の調達を実行しました。また、キャッシュマネジメントシステム(CMS)の参加会社は現在合計で30社となっており、グループ資金の効率化と有利子負債の削減を図っております。

(4) 財産および損益の状況

区分	2015年度 第19期	2016年度 第20期	2017年度 第21期	2018年度 第22期
営業収益	2,650百万円	2,578百万円	2,713百万円	2,483百万円
営業利益	338百万円	248百万円	308百万円	289百万円
経常利益	338百万円	248百万円	308百万円	289百万円
当期純利益	218百万円	158百万円	200百万円	191百万円
1株当たり 当期純利益	728,156.54円	526,528.42円	666,663.98円	637,063.84円
総資産	82,440百万円	74,167百万円	78,471百万円	85,219百万円
純資産	273百万円	213百万円	255百万円	246百万円

(5) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は古河電気工業(株)であり、同社は当社の株式300株(出資比率99.34%)を保有しております。

当社は親会社の古河電気工業(株)との業務受委託契約により、経理財務、人事総務、資材についての事務業務等を受託しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社とのあいだで事務業務の受託、金銭の貸借取引を行っており、当該取引に際し、少数株主の保護のため、合理的な判断に基づき、適正な取引条件を決定しております。

また当社取締役会において、同様の理由で、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

(6) 主要な事業内容

①ファクタリング業務

②債権の管理、財務に関する書類の作成その他財務の処理業務

③帳簿の記帳および決算に関する経理事務ならびに経営、経理に関する診断および指導

④金融業に関する情報提供サービス

⑤金融業務および投資業務

⑥総合リース業

⑦以下の受託業務

ア 買掛金支払代行業務

イ 労務管理、人事管理等に関する事務およびコンサルタント業務

ウ 給与、社会保険、労働保険、税務等に関する事務代行業務

エ 寮・社宅等の入退去管理および施設使用料・水光熱費等の控除・支払等の福利厚生に関する事務代行業務

オ 人事管理に関する情報システムの運用・管理業務

カ 来客対応・備品管理等の庶務業務、および官公庁・地域団体等との渉外業務の代行業務

キ 株主総会に係わる書類作成代行業務

ク 退職年金資産等の金融資産運用委託先の運用方法、運用実績等に関する管理代行業務

ケ 会社契約生命保険の管理代行業務

コ 健康保険組合資産等の金融資産運用に関するコンサルタント業務

サ 非鉄金属、樹脂、燃料、電子部品、薬品、および設備、工事、修理、サービスおよびリース、レンタルおよび外注加工等に関する見積、発注、納期管理、検収等に関する業務

シ 古河電気工業株式会社が所有する不動産の運用、管理、処分に関する業務

(7) 主要な事業所

本社 東京都千代田区内神田二丁目16番8号

支社 日光支社、今市支社（栃木県）、千葉支社（千葉県）、羽田支社（東京都）、横浜支社（神奈川県）、平塚支社（神奈川県）、中部支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、三重支社（三重県）、大阪支社（兵庫県）、九州支社（福岡県）

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日時点)

従 業 員 数	前期末比増減数
2 3 6 人	1 3 名増加

(9) 主要な借入先 (2019年3月31日時点)

借 入 先	借 入 額 (単位：百万円)
古河電気工業 (株)	1 6, 9 9 5
古河産業 (株)	6, 2 9 3
古河エレコム (株)	4, 1 6 7
東京特殊電線 (株)	3, 5 0 0
兵庫県信用農業共同組合連合会	3, 2 0 0
三菱ＵＦＪ銀行 (株)	3, 0 0 0
神奈川県信用農業協同組合連合会	2, 3 0 0
三井住友信託銀行 (株)	2, 0 0 0
(株) 横浜銀行	1, 8 1 0
(株) 京都銀行	1, 7 0 0
(株) 滋賀銀行	1, 0 0 0
大阪府信用農業協同組合連合会	1, 0 0 0

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日時点)

(1) 発行可能株式総数 800 株 (普通株 種類株 A、B、C、D)

(2)	株式種類	発行可能株数	発行済株式数 (合計 302 株)
	普通株式	800 株	300 株
	A 種種類株式	50 株	- 株
	B 種種類株式	1 株	- 株
	C 種種類株式	50 株	2 株
	D 種種類株式	99 株	- 株

(3) 株主数	3 名	
	株式種類	保有株式数
古河電気工業(株)	普通株式	300 株
古河電池(株)	C 種種類株式	1 株
東京特殊電線(株)	C 種種類株式	1 株

3. 会社役員に関する事項（2019年3月31日時点）

取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	他の法人等の兼務の状況
関 尚弘	取締役社長（代表取締役）	古河電気工業㈱戦略本部人事部人事企画課
森 信二	取締役（常勤）	古河電気工業㈱財務・調達本部経理部債権管理部長
武藤 学	取締役（常勤）	古河電気工業㈱財務・調達本部資材部原料課長
櫻井 泰介	取締役（非常勤）	古河電気工業㈱戦略本部経営企画部主査
滝田 博子	取締役（非常勤）	古河電気工業㈱戦略本部働き方改革プロジェクトチーム長
米澤 康博	監査役（非常勤）	古河電気工業㈱総務・CSR本部CSR推進部長
山下 泰司	監査役（非常勤）	古河電気工業㈱監査役付

注1. 取締役 上原 正光氏は2018年6月22日に退任しました。

注2. 取締役 川添 英世氏は2018年6月22日に退任しました。

注3. 取締役 滝田 博子氏は2018年6月22日に就任しました。

4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称：有限責任監査法人トーマツ

5. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正性を確保するための体制

当社は、会社法・会社法施行規則に則って、「内部統制システムの構築・整備についての基本方針」を定めております。これにより、当社は業務の適正を確保するための体制を構築し、とくに「財務報告の適正性を確保するための内部統制の評価体制」については、全般統制を中心に体制整備を行っております。

（2）内部統制システムの運用状況の概要

① 内部統制システム全般

「内部統制システムの構築・整備についての基本方針」に従い、事業環境や市場変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、経営の健全性維持、向上に努め、企業価値の増大を図っております。

② 取締役の職務の遂行

当社は、当事業年度において、9回の取締役会を開催しました。取締役会においては、重要な業務執行の決定を行うとともに、適時に四半期決算を決議し、経営目標の達成状況の確認を行いました。

③ コンプライアンス

コンプライアンスの担当部門は、親会社開催のコンプライアンス会議に参加し、コンプライアンスやリスク管理など内部統制に関する重要事項について、親会社グループと情報共有を行いました。

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお、事業報告の附属明細書は記載すべき事項がないという理由にて作成されておりません。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート株式会社

監査役 米澤 康博 (米澤)

監査役 山下 泰司 (山)

独立監査人の監査報告書

2019年5月27日

古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

ら谷大郎



当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上